

開発審査会の議を経たものとして取り扱い事後報告を行うもの

平成 11 年 6 月 16 日改正

平成 13 年 5 月 18 日改正

平成 16 年 5 月 31 日改正

平成 17 年 9 月 30 日改正

平成 19 年 11 月 30 日改正

平成 27 年 10 月 15 日改正

都市計画法第 34 条第 14 号及び同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定に基づく開発審査会の議を経るものの運用については、内容が山形県開発審査会提案基準に該当すれば開発審査会に付議する事項として取り扱うが、提案基準の第 1、第 2、第 3、第 5、第 6、第 7、第 11、第 13、第 14、第 16、第 17、第 18、第 26 の 2、第 27（ただし、2（4）を除く。）、第 28、第 29 に係る案件については、通常その内容が定型的、類型的なものであることから、事務手続きの効率化、迅速化を図る観点から、包括的に承認を受けたものとして、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。この場合、県及び権限移譲市において許可処分を行った後、次回の開発審査会においてその内容を報告するものとする。

ただし、自己居住用住宅に係る案件のうち、次の提案基準に係る案件については、それぞれ次の基準に合致したものに限る。

- 1 提案基準第 1、第 2 及び第 13 に係る案件にあつては、敷地面積が 200 m²以上 500 m²未満のもの
- 2 提案基準第 7 に係る案件にあつては、一体的土地利用のできる近接地に付属建築物を建築する場合を除き、かつ敷地面積が 500 m²未満のもの
- 3 提案基準第 18 に係る案件にあつては、市街化区域に隣接している区域内の土地であるか又は市街化区域から 1,000m 以内の区域内に存する土地であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する土地であるもの
 - (1) 建築物の敷地が 50m 以内の間隔で、50 戸以上の建築物が連たんしている区域内に存する土地
 - (2) 半径 150m の区域に 50 戸以上の建築物が連たんしている区域内に存する土地
 - (3) 3 ha 以内の区域に 50 戸以上の建築物が連たんしている区域内に存する土地
- 4 提案基準第 27 に係る案件にあつては、既存建築物の完成後、適正に 10 年以上利用されたもの

また、自己居住用住宅以外又は提案基準第 11 以外の案件については、次の基準に合致したものに限る。

- 1 都市計画法第 29 条の規定に基づく開発許可申請にあつては、開発区域の面積が 500 m²以下のもの
- 2 都市計画法第 43 条の規定に基づく建築物の新築等の許可申請にあつては、敷地の面積が 500 m²以下のもの
- 3 提案基準第 14 に係る案件にあつては、1 又は 2 に加えて、その用に供する部分の延べ床面積の合計が 50 m²以下の事務所又は店舗で、かつ、騒音等により周辺地域の住環境等の悪化をもたらすおそれの

ないもの

4 提案基準第 18 に係る案件にあつては、1 又は 2 に加えて、市街化区域に隣接している区域内の土地であるか又は市街化区域から 1,000m 以内の区域内に存する土地であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する土地であるもの

- (1) 建築物の敷地が 50m 以内の間隔で、50 戸以上の建築物が連たんしている区域内に存する土地
- (2) 半径 150m の区域に 50 戸以上の建築物が連たんしている区域内に存する土地
- (3) 3 ha 以内の区域に 50 戸以上の建築物が連たんしている区域内に存する土地

なお、運用に疑義が生じた場合には、この取扱いによらず、開発審査会に付議することができるものとする。